

【資料編】

平成25年度統計法施行状況報告に関する審議の進め方について

平成26年 6月16日
基本計画部会決定

統計法（平成19年法律第53号）第55条第3項の規定に基づく平成25年度における統計法の施行の状況に関する報告（以下「平成25年度施行状況報告」という。）の審議については、以下のとおり進めることとする。

1 審議の視点

平成25年度施行状況報告に掲げられた公的統計の作成・提供に関する各府省の取組状況の確認等を通じ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に掲げられた取組の一層の充実を図るとともに、公的統計の体系的整備の推進を図る。

2 審議の対象・方法

(1) 第Ⅰ期基本計画の施行状況報告

第Ⅰ期基本計画（平成21年3月13日閣議決定）の取組状況については、平成24年度及び25年度に網羅的な精査を実施し、平成26年度以降に取り組むべき事項は基本的に第Ⅱ期基本計画（平成26年3月25日閣議決定）に盛り込まれている。したがって、平成25年度施行状況報告審議においては、平成24年度施行状況に関する審議結果^(注)のうち、①平成25年度末までに実施予定とした事項及び②第Ⅱ期基本計画期間に継続実施が見込まれるとした事項（委員の意見を踏まえて審議すべきとされる事項に限る。）を対象に、平成25年度における取組状況を確認し、改善の余地等を検討する。

(注) 「平成24年度統計法施行状況に関する審議結果(平成25年10月9日内閣府統計委員会)」の他、それをまとめるために開催した基本計画部会及びワーキンググループにおける審議の結果を含む。

(2) 第Ⅱ期基本計画において統計委員会が実施するとされた事項

第Ⅱ期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策の更なる推進を図るため、①これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計を中心に確認すること、及び②統計委員会の答申に示した「今後の課題」に係る対応状況をフォローアップすることが統計委員会の新たな役割として盛り込まれている。これらの事項への対応については、第Ⅱ期基本計画の期間を見据えて平成26年度の取組方針を定め、確認及びフォローアップを集中的に進める。

また、前記①及び②の他に、③統計調査の実施現場の現状把握、及び④府省横断的な統計上の課題に関する研究や学会等との連携強化方策についての検討が記述されている。これらの事項への対応は、③については個々の諮問審議に係る部会構成員に対

する説明等、④については統計委員会担当室が行う委託研究等、統計委員会に関する個々の取組を通じて随時進めるなど、効率的に対応する。

第Ⅱ期基本計画（抜粋）

- ① 社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認
- ② 統計委員会の諮問審議の答申に示した「今後の課題」について、一定期間を経過したのからその対応状況を計画的にフォローアップ
- ③ 統計調査の実施現場の現状を把握するため、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会の審議に活用
- ④ 統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値補完、歪みの強い分布に関する推計の改善、サービスの質の計測に関する動向等）に関する研究や日本学術会議及び関連学会との連携強化方策について検討し、取組を推進

（3）その他

平成25年度施行状況報告のうち（1）及び（2）以外の事項については、委員の意見を踏まえて審議対象事項を選択した上で、効率的に確認・検討する。

3 審議の手順

平成25年度施行状況報告審議は、審議範囲が多岐に及ぶことや、他の個別諮問案件の審議も勘案して、基本計画部会における審議期間を平成26年6月から平成27年3月までとし、以下の手順で進める。なお、基本計画部会は、統計委員会と同日開催を原則とするとともに、審議事項の選択と集中により審議の効率化を図る。

（1）第Ⅰ期基本計画の施行状況報告

総務省から概括的な報告を受けた後、委員の意見を踏まえて、各府省からの聴取項目・ポイントを絞り込んだ上で、基本計画部会において関係府省から説明を求めるなど、審議の重点化を図る。

（2）第Ⅱ期基本計画において統計委員会が実施するとされた事項

今回が初めての取組であることから、委員の間で検討を進め、（1）に関する審議を終えた後に平成26年度の取組方針を決定し、基本計画部会における確認及びフォローアップを進める。

（3）その他

審議事項に応じ、関連する部会の構成員を中心に検討を進め、当該部会長が基本計画部会に検討結果を報告する。

4 審議結果

審議結果は、2（1）、（2）ごとに報告書として取りまとめ、統計委員会に報告する。

5 審議スケジュール

別添のスケジュールを基本とし、平成27年3月までに報告を取りまとめる。

別添

平成25年度施行状況報告 基本計画部会審議スケジュール（想定）

年月	事項
26年6月	平成25年度施行状況報告 進め方決定
7月	(1) 第I期基本計画の施行状況報告 聴取項目等の絞り込み 関係府省から聴取 審議結果報告の取りまとめ
8月	
9月	
10月	
10月	(2) 第II期基本計画において統計委員会が実施するとされた事項 取組方針決定
11月	確認及びフォローアップ
12月	
27年1月	
2月	
3月	

平成25年度統計法施行状況報告のうち、各府省に説明を求めめる事項

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	実施等別の別	各府省に説明を求めめる内容及びその理由
1	第2 1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備 (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性	○ 平成28年に予定されている経済センサス-活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民経済計算の年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から検討する。	○ 経済センサス-活動調査に適合した年次推計方法について、部内で検討を行ってきたところであり、平成25年度においては、平成23年確々報における製造業の推計において平成24年経済センサス-活動調査を活用した。平成28年経済センサス-活動調査を踏まえた年次推計方法については、同調査の実施までに確立すべく引き続き検討を進める。【内閣府】	継続実施	平成25年度に経済センサス-活動調査をどのように「活用」し、どのように確々報が改善されたか具体的に説明していただきたい。これは経済センサス導入時に「SNAの改善」を謳った以上、内閣府が明確にすべき重要な点と考える。さらに、平成28年経済センサス-活動調査を踏まえた年次推計方法について、どのように「引き続き」検討したのか平成25年度の実施状況を具体的に説明していただきたい。(→内閣府)
2	2 統計相互性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算と一次統計等の連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省 一次統計作成府省	平成21年度から検討する。	○ 平成25年10月に経済センサス実施部局から各府省庁等に対してなされた「平成28年経済センサス-活動調査の調査事項の要望の把握について(依頼)」を受けて、同年11月、産業連関表の作成過程での利用を踏まえた要望を提出した。【産業連関表作成府省庁】	継続実施	経済センサス実施部局に対し、産業連関表の作成過程での利用を踏まえて、どのような要望を提出したのか具体的に説明していただきたい。(→総務省) 国民経済計算の基幹年次推計に関する諸課題、年次推計に関する諸課題、四半期推計に関する諸課題は、国民経済計算の重要課題として相互に密接に関係する課題である。これらの多くは、内閣府の「国民経済計算年次回基準改定に関する研究会」において検討が進められている。 国民経済計算は、最も基本的な経済統計として多方面から注目されることはもとより、基幹統計として統計の体系の中で中心的な役割を有していることから、上記の諸課題に対して内閣府が今後どのような方向性で取り組むこととしているのか、統計委員会としての確に理解し、内閣府と認識を共有しておくことが必要である。 国民経済計算に関する課題は多岐にわたることから、今後の国民経済計算の改善に重要と考えられる産業連関表及び一次統計との連携(通し番号2)、SUT/IOTへの移行(通し番号3、5)、支出、生産、所得の三面からの推計値の作成・充実(通し番号6、10、11)について、重点的に検討状況の報告をお願いしたい。(→内閣府)

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	実施済等の別	各府省に説明を求める内容及びその理由
3	イ 基準年次推計に関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表(基本表)について、詳細な供給・使用表とX表(商品×商品表)からなる体系(SUT(Supply-Use Tables)/IOT(Input-Output Tables))に移行することについて検討する。	内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。	○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、基準年の供給・使用表の整備の必要性、可能性について、第II期基本計画において、引き続き検討することとなった。基準年の推計精度の向上については、平成28年度中を目標とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。【内閣府】	継続実施	SUT/IOTへの移行という問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。(→内閣府及び経産省) 供給・使用表の活用(通し番号3,4,5,6,7,11)及び生産・分配QEの整備(通し番号6,10,11,12)に関する検討状況、特に、具体的な推計方法、想定される精度、公表方法、実施時期等について説明していただきたい。(→内閣府) 両者とも非常に重要な課題と考えられるが、その検討状況等に関して、統計委員会に対して仔細な報告がなされていない。このため、この機会に統計委員会として状況を確認する必要がある。 (通し番号2の2番目の意見参照)
4		○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米、国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作成における精度向上を図る。	総務省、経済産業省、内閣府、産業連関表(基本表)作成府省庁	平成21年度から検討する。	○ 国民経済計算における生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法については、供給・使用表の枠組み等を通じて推計精度の向上に係る検討作業の中で合わせて取り扱っており、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。供給・使用表の枠組みの活用については、平成28年度中を目標とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。【内閣府】	継続実施	(通し番号3の2番目の意見参照)
5	ウ 年次推計に関する諸課題	○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。	内閣府	次々回基準改定までに導入する。	○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、供給・使用表の枠組みによる年次推計の精度の向上について、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。年次推計における供給・使用表の枠組みを活用した推計精度の向上の在り方については、平成28年度中を目標とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	実施・検討予定	当該問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。(→内閣府) (通し番号2の2番目の意見及び通し番号3の2番目の意見参照)

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	実施等 の別	各府省に説明を求める内容及びその理由
6	ウ 年次推計に関する諸課題	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともにも所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定における導入を目指す。	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成は、検討の結果、基礎統計の制約から実施困難という結論を得たところであり、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議においても、妥当とされた。 支出、生産及び所得の三面からの推計値の供給・使用表の枠組みによる調整については、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を進め、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。供給・使用表の枠組み活用については、平成28年度中を目標とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	実施困難 (一部) 及び 継続実施 (一部)	当該問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。(→内閣府) (通し番号2の2番目の意見及び通し番号3の2番目の意見参照)
7		○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検証を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、 経済産業省	次々回基準改定までに段階的検討を行う。	○ 平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、平成22年度に比較検証した平成12年基準と比較データと同様のデータを整備し、平成12年基準と平成17年基準における国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)の比較検証作業を実施し、両者の整合性の改善点や課題について整理した。また、平成22年度に実施できなかった実質値についての比較の検討に向けて、情報交換を内閣府と行った。【経済産業省】 ○ 上記調査研究事業における国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)の整合性確保に関する検討結果も踏まえた平成17年基準の国民経済計算の年次産業連関表につき、平成25年3月に続き、平成26年3月にその時点の最新版を公表した。 ○ また、第II期基本計画においては、「供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表及び延長産業連関表の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。」とされており、これを踏まえて、引き続き連携していく。【以上内閣府】	実施・検討 予定 (一部)及び 実施済 (一部)	(通し番号3の2番目の意見参照)

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	実施等の別	各府省に説明を求め内容及びその理由
8	ウ 年次推計に関する諸課題	○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。	○ 中間消費や最終需要項目への配分方法の改善による精度向上については、供給・使用表の枠組みを通じた推計精度の向上に係る検討作業の中で合わせて取り扱っており、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告における審議等を踏まえ、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。年次推計における供給・使用表の枠組みを活用した推計精度の向上の在り方については、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	実施済(一部)及び実施・検討予定(一部)	当該問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。(→内閣府)
9		○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産物の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。	○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、建設部門の産出額の推計方法の見直しについて、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。なお、同推計方法の見直しについては、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向け、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。 ○ また、コモ法の推計対象外となっているR&Dについて、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定において、新たに追加することを予定している。	実施済(一部)及び実施・検討予定(一部)	当該問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。(→内閣府)
10	エ 四半期推計に関する諸課題	○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	平成21年度から検討する。	○ 分配面の四半期推計の整備については、統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。分配側GDPや家計貯蓄の四半期速報等の開発に向けては、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定後、できるだけ速やかに参考系列として公表することを目指し、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	継続実施(一部)及び実施済(一部)	当該問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。(→内閣府) (通し番号2の2番目の意見及び通し番号3の2番目の意見参照)

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	実施済等の別	各府省に説明を求める内容及びその理由
10	工 四半期推計に関する諸課題	(続き)			○ 長期遡及改定については、平成21年度に平成12年基準計数について、昭和55年まで遡って推計を行い、平成23年度においては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に、平成13年に遡って改定するとともに、特にニーズの高い支出系列(QE公表系列)については、平成6年に遡って改定を実施したの続き、平成25年度においては、原則全ての系列について、平成23年度に公表した支出系列の時系列にあわせて、平成6年～平成12年を対象年次とする遡及推計を行い、公表した(平成25年10月)。		平成28年実施予定の国民経済計算基準改定についての長期遡及では、何年まで遡るか。また、それが公表されるのは、いつ頃か説明していただきたい。 基準改定等が行われた場合、それに伴う長期遡及について、「何年間遡ったものを、いつ公表する」ということをルーブル化することを検討してはどうか。 (理由) 現在は、統計利用者にとって、基準改定等が行われた場合の長期遡及について、「何年間の遡及が行われるか」、「それがいつ公表されるか」が予測不可能であるため、利用しにくい面がある。 米国等では、基準改定とほぼ同時に、超長期にわたる遡及データが公表されているようである。
11		○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。	内閣府	平成22年以降、順次検討する。	○ 統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告に関する審議等を踏まえ、生産面の四半期推計の整備については、第II期基本計画において、引き続き推進することとなった。生産側GDPの四半期速報の開発に向けては、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定後、できるだけ速やかに参考系列として公表することを目指す。平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討を進めている。	継続実施	当該問題について、平成25年度中に、「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」でどのような議論がされ、どのように進展したかについて、国民への説明という観点から具体的に説明していただきたい。(→内閣府) 四半期推計におけるサービス産業動向調査の具体的な活用方法に関する検討状況等について説明していただきたい。(→内閣府) 一次統計所管部署と内閣府の連携について統計委員会として実情を把握し、必要に応じて対応することが重要である。 (通し番号2の2番目の意見及び通し番号3の2番目の意見参照)
12		○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。	○ 雇用者報酬以外の分配側GDPの構成項目を含む四半期推計の開発に向けては、平成25年3月以降開催している「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」を通じて検討し、平成28年度中を目途とする国民経済計算の次回基準改定後、できるだけ速やかに参考系列として公表することを目指すこととした。なお、第II期基本計画において、同趣旨の事項が盛り込まれているところ。	実施済	行政記録情報の活用により、当初、どのような可能性が期待され、どこまでが実現できそうかという点を説明していただきたい。(→内閣府) 分配面の四半期推計は着実に進展していると考えられるが、精度の一層の向上のために、行政記録情報が有用と考えられるため。また、行政記録情報の活用自体が重要な論点となると考えられるため。 (通し番号3の2番目の意見参照)

通し番号	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	進捗状況	実施等 の別	各府省に説明を求めめる内容及びその理由
13	第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ オーダーメイド集計の形態によつて作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、 経済産業省等	平成21 年度から 具体的に 的検討 を行う。	○ 追加検証を行うべきとされた、地域・業種別のオーダーメイド集計による税務データの経済センサス活動調査への活用可能性について検証を実施した。その結果、①高データの地域や業種の定義に関する整合がとれないこと、②売上高などの審査基準として活用するための、欠損金の繰越控除といった税務上の調整を乗り越えるために何らかの推計作業が必要となり、前回個票との比較などの審査手法よりも非効率であること、③秘匿箇所が頻発し、実用性に乏しいことが想定されること、等の課題が判明したことから、経済センサス活動調査への活用は困難との結論に至った。 今後、関係府省がそれぞれの所管統計の作成に当たつて税務データの活用を検討するに際し、本検証結果の情報提供を積極的に行っていく。【財務省及び経済産業省】	実施済	当該項目は、特別集計による税務データの経済統計への活用を目指して、経済センサス活動調査への活用可能性を検証したものであるが、検証結果としては、活用困難との結論が出されている。 税務データは、一般に、行政記録情報の中では、公的統計を作成するための情報源として最も高い可能性を有していると見られているが、この度の検証作業は、今後の行政記録情報の活用の方向性を考える上で、重要な情報を含んでいるのではないかと思う。 このため、今後の統計作成への行政記録情報の活用を考える基礎的な情報として、この検証結果について、参考資料を提出し、報告をしていただきたい。(→財務省及び経済産業省)
14	行政記録情報等の活用に関する環境整備	○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の賜の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ② 行政記録情報等について、補直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成23 年度を 目的に 結論を 得る。	○ 行政記録情報等を用いて作成・公表されている業務統計や行政記録情報等を活用した統計調査について、最新の状況を把握するため、各府省の協力の下、平成22年度、23年度及び24年度に引き続き、平成25年度においても、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を実施した。	実施済 (ただし、 行政記録 情報の活 用は継続 実施)	「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」について、平成25年度統計法施行状況報告の「資料編」にある資料25のうちⅢ.「行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例」の詳細な内容を説明していたいただきたい。(→総務省、農林水産省及び国土交通省) 今般の実態調査の結果を踏まえ、来年度以降の実態調査において、行政記録情報等のさらなる活用に向けて、①現在、具体的に検討が進められているものの実情を踏まえ、②各府省の抱える潜在的なニーズ(具体的な検討にまでは至っていないもの)を悉皆的に把握し、③その表現に向けた諸課題の整理を適切に進める必要がある。
15	2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 ウ 各府省の取組への支援	○ 各府省における予算及び定員面を中心とした取組状況に関する情報の共有・調整等を行うための場を設置する。 ○ 上記の情報の共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどとして、各府省が行う統計リソースの確保及び有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかけられる。 ○ 定員管理当局に対し、各府省が整備する統計の必要性等について情報提供を行う。	総務省	平成22 年度から 実施 する。	○ 各府省における統計リソース(予算及び定員)の確保に向けた取組の参考とすため、前年度に引き続き、歳出予算概算要求書の提出前(平成25年7月)に、統計リソースSWGを開催し、平成26年度概算要求・定員要求に向けた各府省の検討状況について情報共有・意見交換を実施。 ○ 次年度に各府省が実施予定の統計調査計画等についての事前審査の仕組みを活用し、平成25年度についても、その審査結果を財政当局に通知することにより、各府省の適正な統計リソースの確保等が図られるよう働きかけを実施したところ。 ○ また、次年度に各府省が実施予定の統計事業計画等を取りまとめた「各府省統計事業計画一覧」を、平成25年度についても、定員管理当局に提供し、情報提供・周知を図ったところ。	継続実施	当該項目は、今後とも継続実施することとされているが、統計作成の基礎となる情報を含んでいとなると考えられるので、最近10年程度の各府省及び都道府県の人員及び予算資料の提供をお願いしたい。(→総務省) 統計委員会では、統計のアウトプットに注目することが必要であることは言うまでもないが、そのアウトプットの裏付けとなるインプット(つまり予算や人員)についても注目し、よく状況を理解しておくことが必要である。このような観点から、リソースの確保の現状と取組について、統計委員会として情報を得ておくことが必要である。

平成25年度統計法施行状況 －国民経済計算関連の取組－

平成26年8月5日
内閣府経済社会総合研究所

1

目 次

- 平成23年確々報推計における「平成24年経済センサス-活動調査」の位置付け等
- 国民経済計算次回基準改定に関する研究会における検討状況
 - － 供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上
 - － 生産側、分配側四半期速報の開発
 - － 建設部門産出額の推計方法の見直し

2

平成24年経済センサスの利用等①

平成24年経済センサス製造業部門のJSNA推計への利用

- 従来、国民経済計算(JSNA)の年次推計(確報及び確々報)では、製造業部門の出荷額等の推計に「工業統計」等を使用。
- 平成25年度に行った確々報推計の対象である平成23年については、「平成24年経済センサス-活動調査(以下「経済センサス」。)」の実施を受け、「工業統計」が実施されていない。そこで、製造業部門の出荷額等の推計に「経済センサス」の確報結果(平成25年8月公表)を使用。

(参考)平成23年確報(平成24年度の作業)における対応

経済センサスの担当省(経済産業省)より、「経済センサス・速報」の公表に先立ちデータ提供を受け、製造業部門の推計に利用。ただし、同データは製造業の全てをカバーするものではなかったため、「生産動態統計」等を用いた「代替推計」を補完的に活用。

3

平成24年経済センサスの利用等②

平成24年経済センサスのサービス部門の扱い

- サービス部門については、「経済センサス」確報結果の公表(平成26年2月)が、JSNA平成23年確々報の推計作業よりも後であったため、「特定サービス産業動態統計調査」等の各種基礎統計を使用。
- 一方、サービス部門を含む「経済センサス」の結果は、現在、総務省を中心に作業中の「平成23年産業連関表」の生産額等の推計に使用されており、「経済センサス」でより包括的に捕捉されたサービス部門の実態が反映される見込み。
この「平成23年産業連関表」をベンチマークとして取り込むJSNAの次回基準改定(平成28年中を目途)においては、「経済センサス」の結果を反映し、サービス部門についてより実態を捉えた姿となることが期待。

4

平成24年経済センサスの利用等③

平成28年経済センサスを踏まえた取組

- 平成25年度は、「経済センサス」の確報結果を用いた平成23年確々報推計作業に注力。
- 一方、平成27年を対象とする「平成28年経済センサス-活動調査」はJSNAの平成27年確報推計のタイミングで利用できず
⇒製造業部門の推計に「生産動態統計」等による「代替推計」を全面的に用いる必要。

このため、今年度に入り以下に着手。

- ①「代替推計」の手法による平成24年試算値の作成
- ②工業統計により推計した平成24年確報値と①との比較検証
(なお、今年度推計を行う平成24年確々報値との比較検証も必要)

⇒平成27年確報推計での年次推計手法の確立に向け検討継続

5

国民経済計算次回基準改定に関する研究会について

- 平成28年度を目途とする国民経済計算の次回基準改定に向けた検討を行うため、有識者からなる研究会を開催(平成25年3月から平成26年7月に10回)
- 研究会で議論した主な事項は以下のとおり。

①2008SNAへの対応のあり方

②供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上

③生産側、分配側四半期推計の開発

④建設部門の産出額推計方法の見直し

等



平成25年度における研究会を通じた検討状況を中心に本日御説明

〔 ※研究会では②は2013年6月及び2014年3月、③は2013年9月及び2014年7月、④は2013年10月にそれぞれ議論 〕

6

供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上①

検討の背景

○JSNAにおいては、生産側GDPと支出側GDPでそれぞれ推計方法や基礎統計の違いから「統計上の不突合」が発生。

○こうした統計上の不突合の要因を分析し、JSNAの推計方法の改善や精度の向上及び統計上の不突合の縮減を図っていくことが重要な課題。

7

供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上②

統計上の不突合の要因分析

統計上の不突合

= 主要系列表1と付表1における純輸出の乖離(※)

第II期基本計画に本課題への対応が明記

+ 付加価値法の「中間投入」とコモディティフロー法の「中間需要」の乖離

本日、検討状況を御説明

(※) 主要系列表1: 国内総生産(支出側)、付表1: 財貨・サービスの供給と需要

8

供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上③

基準年における不突合の要因

- 産業連関表をJSNAのベンチマークに用いる際、JSNA概念への組替えを行っているが、その方法が
 - ・支出側GDPの推計に用いるコモディティフロー法
 - ・生産側GDPの推計に用いる付加価値法において一部異なる。
⇒財貨・サービス別の中間需要と中間投入の差が発生。
⇒マクロでも統計上の不突合につながっている。



- 次回基準改定に向けて、両推計方法における産業連関表の組替え共通化を図る方向で検討

9

供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上④

延長年における不突合の要因

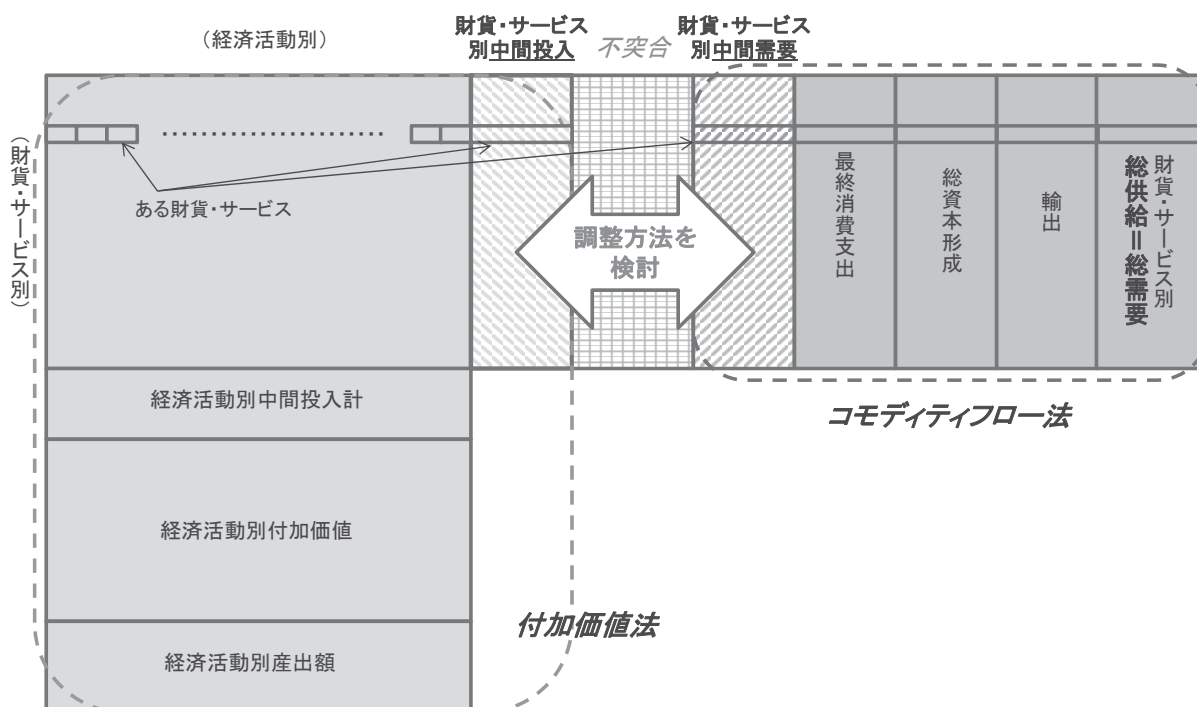
- コモディティフロー法では、基準年の産業連関表から算出した配分比率等を用いて、中間需要、家計消費、総固定資本形成を推計。
- 付加価値法では、毎年の基礎統計から推計した経済活動別中間投入比率を用いて、経済活動別の財貨・サービス別中間投入を推計。
⇒財貨・サービス別の中間需要、中間投入の差が発生
⇒マクロでも統計上の不突合の要因。



- 供給・使用表の枠組みを活用し、中間需要と中間投入を調整する方法を検討。

10

供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上⑤



11

供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上⑥

財貨・サービス別の中間需要、中間投入の調整方法

○ 第一の段階:

財貨・サービス別に総需要に占める各需要項目の比率や統計情報を勘案した調整。

①財貨・サービス別中間需要と②同中間投入のうち、より信頼性があると判断される計数を採用。

(例) 総需要に占める中間需要と家計最終消費支出の割合が支配的な財貨・サービスについて、「総需要－①中間需要」、「総需要－②中間投入」の動きを、家計調査から得られる「家計消費」の動きと比較し、より近い方を「より信頼性がある」と判断。

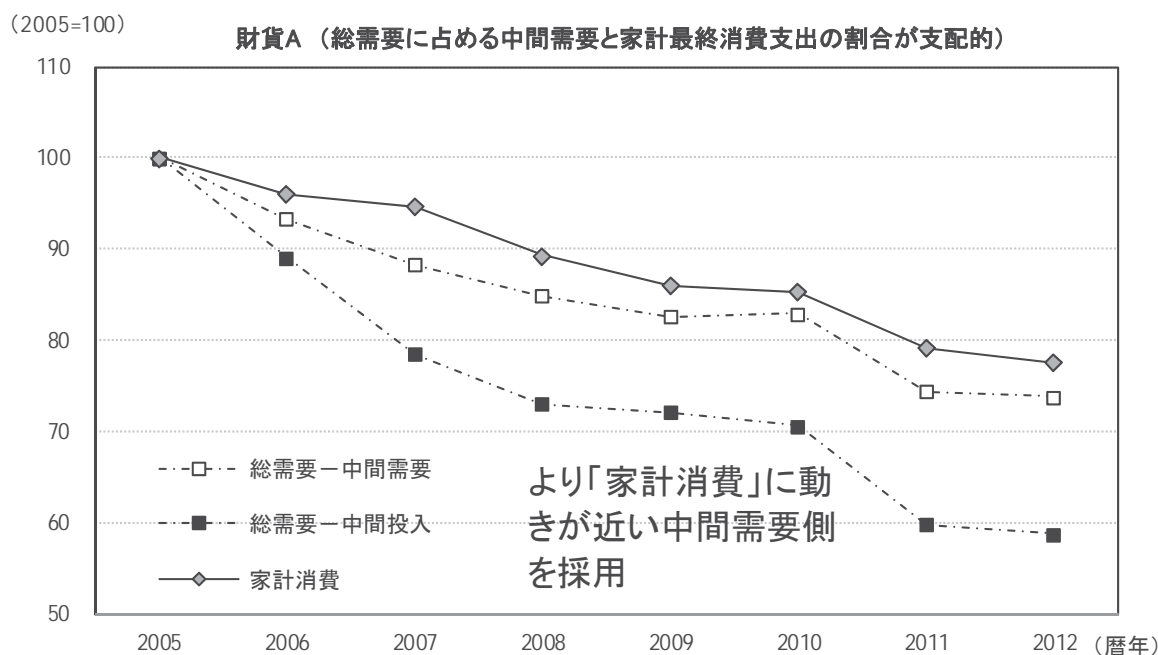
○ 第二の段階:

他に根拠がなく、財貨・サービス別中間需要、同中間投入ともに同等の信頼性があると考えられるような場合、①と②の平均値に調整。

12

供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上⑦

「第一段階」の調整のイメージ



13

供給・使用表の枠組みの下での推計精度の向上⑧

今後の方針

- 次回基準改定に向け、以上の方向性の下、供給・使用表の枠組みを用いた推計精度向上のための方策について、実装上の課題を含めて、さらに検討を進める。また、延長年の調整を行う場合、どのタイミングで実施するかについても検討。

JSNA研究会における議論

- 上記の考え方をベースに、次回基準改定に向け、財貨・サービス別の中間需要と中間投入の調整を行うことを目指し、実装に係る検討を行うことが重要。
- 同時に、JSNA体系内の純輸出の整合性の向上についても次回基準改定に向け実現を目指し検討を進めることが重要。

14

生産側、分配側四半期速報の開発①

検討の背景

- 現行JSNAの四半期別GDP速報(QE)では、支出側GDPとその内訳、雇用者報酬等を中心に推計・公表しており、生産・分配面の情報を体系的な形では推計・公表していない。
- 他方、多くの主要先進国では、四半期速報として、三面のGDPや、重要な経済指標である家計貯蓄率等が推計・公表。
- 統計利用者のニーズも踏まえ、生産面・分配面を含む「四半期国民経済計算」として、四半期速報推計の充実に取り組むことが重要。

15

生産側、分配側四半期速報の開発②

生産側、分配側四半期速報開発に向けた検討状況

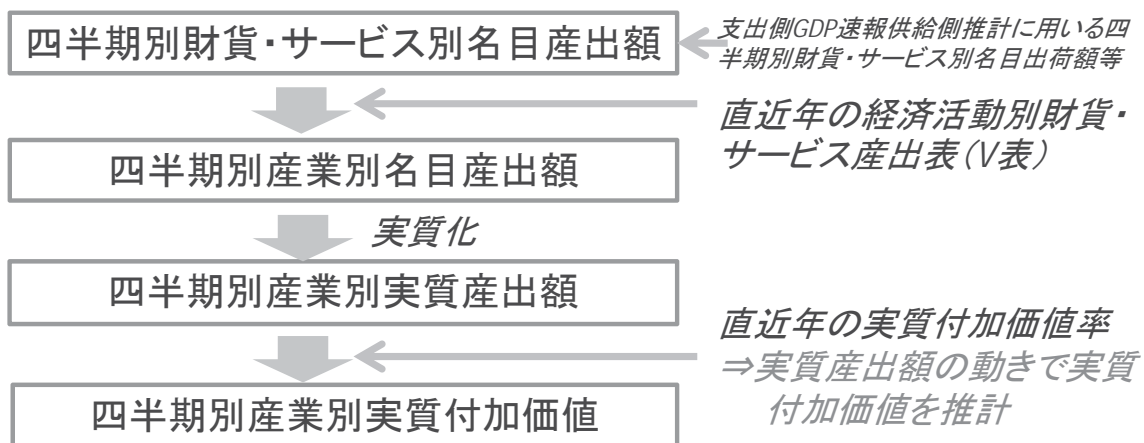
	生産側	分配側
推計の対象	実質GDP 内訳としての経済活動別付加価値 等	名目GDP及び内訳(雇用者報酬、営業余剰・混合所得(純)、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税—補助金) 家計可処分所得、家計貯蓄率等
公表時の表章のあり方	統計利用者のニーズや諸外国の傾向を踏まえ、実質・季節調整系列の実額ないし指数と増加率を中心に検討	統計利用者のニーズや諸外国の傾向を踏まえ、名目・季節調整系列の実額と増加率(家計貯蓄率の場合は%表示の水準)を中心に検討

16

生産側、分配側四半期速報の開発③

生産側の推計方法(現時点の案)

- 産業(市場生産者)別の実質付加価値は、諸外国でも採用例の多い、シングル・インディケーター法を採用する方向で検討。



- 政府を含む非市場生産者の実質付加価値等は、現行の支出側GDP速報の推計過程で得られる情報を活用。

17

生産側、分配側四半期速報の開発④

分配側の推計方法(現時点の案)

- 推計項目に応じて、行政記録情報を含め、利用可能な基礎統計を精査しつつ、異なる推計方法を採用。

- ・現行QEの手法で推計されている系列を活用(例 雇用者報酬)
- ・適切な四半期補助系列を用いて確報値を延長推計(例 営業余剰・混合所得(純)は四半期別法人企業統計、国税、社会保障給付は、課税ベースを表す系列や収入額調、年金事業状況等)
- ・適切な年次補助系列を用いて確報値を延長推計(例 地方税の大宗は地方財政計画)
- ・その他、四半期別の情報が乏しい項目はトレンド推計(直近確報値横置きを含む)(例 固定資本減耗は、直近暦年の確報値における資本財別実質固定資本減耗をウェイトに当該四半期デフレーターを作成し、これを確報値の名目固定資本減耗に乗じて推計)

(※)なお、現行JSNAでは年度確報値を現金ベースにより四半期分割している税や社会保障給付について、発生ベースに基づく四半期分割を行い、速報部分は適切な補助系列で延長推計することを検討。

18

生産側、分配側四半期速報の開発⑤

現時点の分析から得られる課題

- 現時点では、①生産側については、電気・ガス・水道業等で実質付加価値率一定の仮定が推計精度に影響しているとみられること、②分配側については、固定資本減耗や営業余剰・混合所得(純)等の推計精度に課題があること、が把握。
- 引き続き、データの蓄積を踏まえて精度検証と必要な推計方法の精緻化に努めるとともに、季節調整手法の検討を行う。

今後の対応

- 当面、次回基準改定後できるだけ速やかに参考系列として公表していくことを目指す。
- 「適時性」(ある四半期終了後どのタイミングで公表するか)については、支出側2次QEの公表よりも後の然るべきタイミングを基本に検討。

19

生産側、分配側四半期速報の開発⑥

JSNA研究会における議論

- 上記の考え方を基本に、精度向上の検討を進めつつ、次回基準改定後の参考系列としての公表を目指すことが重要。
- 生産側について当面はシングル・インディケーター法で実質値を作成するという方法を採用することはやむを得ない一方、将来的には三面推計の相互チェックの観点から、年次推計で採用しているダブル・デフレーションの可能性も検討すべき。
- 経済活動別の表章についてはサービス業を細分化することが望ましい。

20

建設部門産出額の推計方法の見直し①

現行JSNAにおける建設部門の産出額の推計方法

○基準年

進捗ベースの「建設総合統計」等から推計される「産業連関表」の計数に基づく。

○延長年

建設部門の形態別(※)に、別途推計する建設向け資材投入額と雇用者報酬等の付加価値額の合計を補助系列として、基準年値を延長。(※)木造建築、非木造建築、その他土木建設、建設補修



現行の推計方法の課題

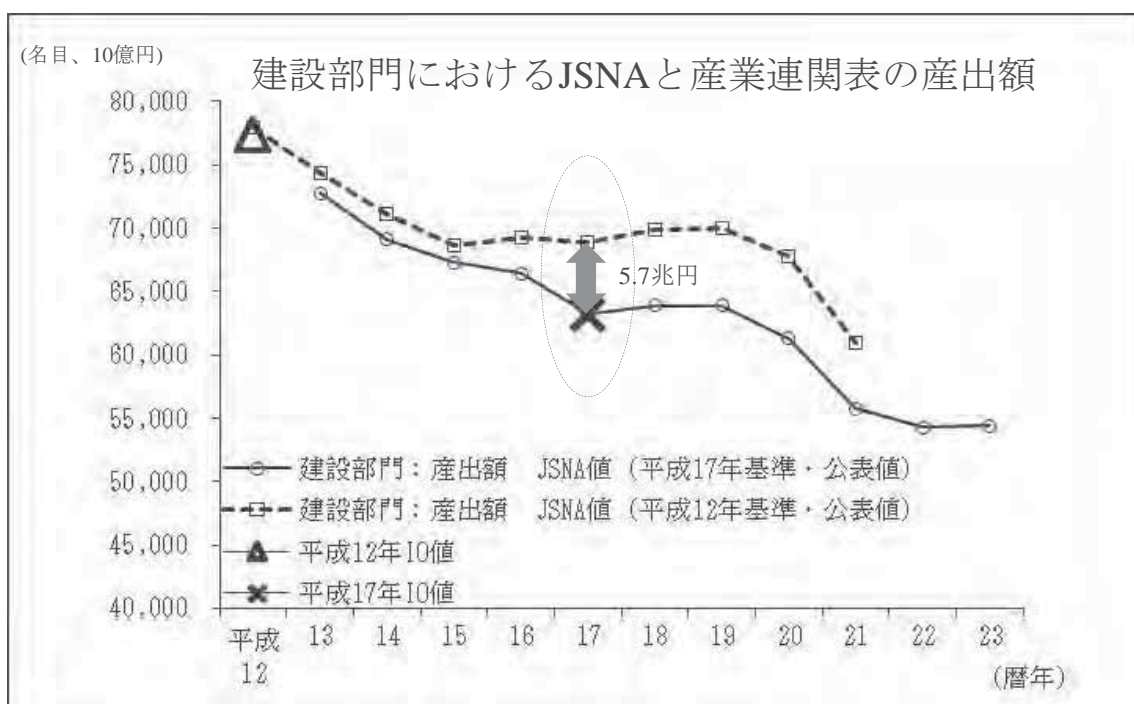
○ある基準年値から延長推計された次の基準年の産出額と、事後的に判明する次の基準年の産業連関表の産出額が乖離。

(例)平成12年基準年値から延長推計された平成17年の産出額は、平成17年産業連関表の産出額を約5.7兆円上回る(次頁図参照)。

○基準改定毎に建設部門の産出額が改定される要因に。

21

建設部門産出額の推計方法の見直し②



22

建設部門産出額の推計方法の見直し③

次回基準改定に向けた推計方法見直しの考え方

○建設部門の産出額について、次回基準改定以降は、「産業連関表」と、より整合的な推計方法に変更。

ー「産業連関表」の建設部門産出額をベンチマークに、産業連関表の推計で用いられる年次の基礎統計※から、形態別に進捗ベースの工事費を用いて延長推計。

※「建設総合統計」及び「建設工事施工統計」



期待される効果

○現行の推計方法で見られた「前基準年値から延長推計した次基準年値」と「次基準年の産業連関表の値」との乖離が縮小し、推計精度の向上が図られることが期待。

(例)平成12年基準値を新たな推計方法で延長推計した平成17年試算値と平成17年産業連関表の値との乖離は、1.8兆円程度に縮小。

23

建設部門産出額の推計方法の見直し④

今後の方針

○次回基準改定後の建設部門の産出額の延長推計において上記手法を採用する方向で検討。以下は引き続き精査。

- ・建設補修の基礎統計である「建設工事施工統計」がJSNAの確報推計のタイミングには公表が間に合わないことから、トレンド推計等による補外方法の検討。
- ・四半期速報(1次QE)では、基礎統計である「建設総合統計」の3か月目の公表が間に合わないことから適切な補外方法の検討。

JSNA研究会における議論

○長年の課題の解決に向けた見直し案は適切。

等

24